

# 議会改革推進委員会会議録

令和7年7月14日

---

本日の会議に付した事件

○協議事項

委員長の互選について

---

○協議事項

副委員長の互選について

座席の指定について

今後の進め方について

検討項目について

次回の開催日程について

---

出席委員（5名）

委	員	長	大	川	裕	君	
副	委	員	長	鈴木	敦	子	君
委		員	楊		隆	子	君
委		員	武	松		忠	君
委		員	大	川	晋	作	君

---

議会局職員出席者

議	会	局	長	室	伏	正	彦				
副		局	長	高	橋	洋	子				
議	事	調	査	担	当	課	長	勝	又	光	一
議	事	調	査	係	長	橋	本				昇
議	事	調	査	係	長	星	崎	貴			之
主			査	本	多	博	明				
主			査	李		洽	一				

午後 2時 0分 開会

[議題]

(1) 委員長の互選について

委員長の互選に先立ち、井上議長から、委員会を進行するにあたり、本委員会については「任意の委員会」ではあるものの、法定の委員会に準じた形（会議規則、委員会条例等を準用する）で議事を行うことについての提案があり、これが了承された。

次に、委員会条例第8条の規定に基づき、井上議長から出席委員中の年長委員である鈴木委員を紹介し、鈴木委員が臨時委員長となり委員会を開会した。

鈴木臨時委員長が委員長の互選方法について「指名推選」とすることについて諮ったところ、全員がこれに同意した。

次に、候補者について大川晋作委員から「大川裕委員を委員長に」との発言があり、鈴木臨時委員長がこれを諮ったところ、全員が同意した。

---

[議題]

(1) 副委員長の互選について

大川裕委員長が副委員長の互選方法について「指名推選」とすることについて諮ったところ、全員がこれに同意した。

次に、候補者について大川晋作委員から「鈴木委員を副委員長に」との発言があり、大川裕委員長がこれを諮ったところ、全員が同意した。

(2) 座席の指定について

座席の指定については、別紙のとおり決定した。

---

○委員長【大川 裕君】

協議事項（3）今後の進め方についてを議題と

たします。

ここで、進め方の協議に入る前に、今後、この議会改革推進委員会を開催していくに当たりましての協議（6点）をさせていただきたいと思います。

1点目が「議事における決定方法について」、2点目が「代理議員の出席について」、3点目が「本委員会の傍聴について」、4点目が「市議会ホームページによる委員会の事

前周知について」、5点目が「委員会議事録・映像配信の取り扱いについて」、6点目が「委員外議員の発言について」でございます。

初めに「議事における決定方法について」を御協議いただきたいと存じます。

先ほど議長からお話がありましたように、本委員会は「任意の委員会」ではございませんが、法定の委員会に準じた形（会議規則、委員会条例等を準用する）で議事を行いたいと思います。

しかしながら、委員会における採決（表決）では、委員長は委員として議決に加わることができません。また、委員につきましても、常任委員会のように、会派の人数に応じて委員を選出しているものでもなく、各会派からの選出委員は「1人」となっております。

つきましては、本委員会における「議事の決定方法」ですが、各会派からの意見を聴取・反映させるという点を踏まえ、いわゆる「採決」ではなく、「多数決（委員長も挙手できる）」で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長【鈴木敦子君】 最終的に多数決とはいえ、全会一致を目指すという方向性でよろしいでしょうか。

○委員長【大川 裕君】 ただいま副委員長から、全会一致を目指す方向で、できるだけ協議をするということにさせていただきたいということですが、これについて何か御意見ある方いらっしゃいますか。

○委員【武松 忠君】 基本的にその方向でいいのですけれども、ただ全然平行線のままであれば、速やかに採決の方で決定をいただきたいと思います。

○副委員長【鈴木敦子君】 議題によっては、例えば持ち帰りということもさせていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長【大川 裕君】 もちろんその場面に応じてやりますので、テイクアウトは、持ち帰りはありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 それでは協議の結果議事における決定方法につきましましては多数決で行う、できる限り全会一致を目指しますが、それについては多少の持ち帰りとか、そういうことも考慮しながらやっていくという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、議事における決定方法については、そのように取り扱ってまいります。

次に、「代理議員の出席について」を御協議いただきたいと存じます。

委員会への出席ですが、当然のことながら、原則として委員に出席していただきます。しかしながら、委員が病欠等のやむを得ない事情により出席できない場合には、代表者会議や議会運営委員会等において、会派からの意見を聴取し、協議する必要から、代理議員の出席を認めております。

本委員会における取扱いについても、同様に認めるということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 協議の結果、「代理議員の出席について」は「認める」とすることで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、「代理議員の出席について」は、そのように取り扱ってまいります。

なお、代理議員が出席した場合も、会派からの意見を聴取する必要がございますことから、「議事における決定の際」は、「代理議員も多数決に参加できる」との扱いとしたいと思いますが、そのような取扱いとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように決定させていただきます。

次に、「本委員会の傍聴について」を御協議いただきたいと存じます。

委員会の傍聴につきましては、「議会運営委員会申合せ事項」の「36 委員会の公開（傍聴）について」におきまして、「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、傍聴希望者にこれを公開する」として規定しております。

本委員会は、「任意の委員会」ですが、これに準じた形で公開することではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 それでは、協議の結果、本委員会の傍聴につきましては、今後、すべての会議において、傍聴を許可することとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、「本委員会の傍聴について」は、そのように取り扱ってまいります。

次に、「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」を御協議いただきたいと存じます。

現状、常任委員会と特別委員会につきましては、会議の日程や議題が決定しますと、市議会ホームページに掲載し、市民等に周知しておりますが、本委員会の取扱いにつきましても、同様に周知することでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 協議の結果、市議会ホームページによる委員会の事前周知については、「今後、すべての会議において、周知する」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」は、そのように取り扱ってまいります。

次に、「委員会議事録・映像配信の取り扱いについて」を御協議いただきたいと思えます。

現在、常任委員会の議事録については、全文記録で作成しており、会議資料も含め市議会ホームページで公開しています。また、委員会映像については、議会関係例規集の「委員会映像配信の実施について」において、「4 映像配信をする委員会」として、その対象を「法定の委員会のほか、議長が映像配信を必要と認める委員会」とするとともに、「映像配信の種類」としては、「ライブ映像及び録画映像配信とする」との規定を踏まえ、常任委員会についてはYouTube（ユーチューブ）による映像配信を行っています。

また、「録画映像の配信期間」については、「委員会終了時から議事録がホームページに公開されるまで」とされております。

つきましては、相互に関連してきますが、「市議会ホームページにおける委員会議事録の掲載の取り扱い」と「委員会の映像配信の取り扱い」について、御協議いただきたいと存じます。

なお、前回の議会改革検討委員会につきましては、全文記録で議事録を作成しており、会議資料も含め市議会ホームページで公開しています。また、委員会の映像配信につきま



それでは、その都度、発言趣旨を確認した上で、委員の多数決で可否を決定するという  
ことで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、「委員外議員の発言に  
ついて」は、そのように取り扱ってまいります。

それではここで、配信処理を行ってください。

〔映像配信処理〕

○委員長【大川 裕君】 それでは、本日開会しております議会改革推進委  
員会でございますが、本委員会は「任意の委員会」ではありますが、先ほど、「会議の傍  
聴」とともに「映像配信」の取り扱いについて御協議いただいたところ、「映像配信を行  
う」ということで決定をいただきましたので、映像配信を開始いたします。

〔映像配信開始〕

○委員長【大川 裕君】 それでは、改めて、協議事項（３）今後の進め方  
についてを議題といたします。

今後、本委員会を進めていくに当たり、まずは、議長から、本委員会への諮問事項及び  
本委員会の活動の考え方について、御説明いただきたいと存じます。

○議長【井上昌彦君】 それでは、私から、「本委員会への諮問事項」及  
び「委員会の活動の考え方」について述べさせていただきます。

まず、本委員会への諮問事項について御説明いたしますので、お手元の資料１を御覧く  
ださい。

資料１は、私から議会改革推進委員長宛ての諮問の文書でございまして、議会基本条  
例における「議会の活動原則」に則り、本市議会における「政策の立案及び提言の強化」、  
「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」、  
及び「市民に分かりやすい議会」を確立していくに当たり、本市議会の諸課題について、  
広範かつ詳細な調査検討を行っていただくため、諮問いたしました。

諮問事項は資料記載のとおり私からの提案案件３項目のほか、その他議会改革に関す  
ることとして、別紙とさせていただきます。

ここで、資料１の別紙を御覧ください。

こちらは、冒頭に、諮問事項を「提案者」及び「案件名」で整理したものを記載する  
とともに、その後のページからは、各諮問事項（全24項目）について「提案者」、「案件

名」、「提案理由」及び「概要説明」を記載したものとなっております。

各提案の詳細につきましては、後ほど説明をお願いしたいと思います。

諮問事項については、以上です。

次に、本委員会の活動の考え方についてお話をさせていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

先ほどの資料と内容が重複する部分もございますが、ひとつお話しさせていただきます。

「1 目的」につきましては、先ほど諮問の文書で述べさせていただいたとおりでございます。

次に、「2 委員」でございますが、各会派の代表者または代表者経験者をお願いいたしました。委員構成については、お手元の名簿のとおりでございます。

次に、「3 設置期間」でございますが、本日、令和7年7月14日から協議終了までといたします。

次に、「4 所管事項」でございますが、広く議会の意見を取りまとめ、私、議長あてに答申及び提言をお願いするものでございます。具体的に申し上げますと、(1) 調査検討事項として記載してございますが、「ア 議長から諮問された事項」及び「イ その他議会改革を推進するために必要な事項」を、本委員会の所管事項とするものです。

次に、「5 実効性の確保」でございますが、本委員会からの答申及び提言はできるだけ具体的な方策をお示しいただき、各種調整を経ることにより、答申事項の原則実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、「6 作業スケジュール」でございますが、こちらについては正副委員長と調整した後、別途皆様にお示ししたいと考えております。

次に、「7 調査検討事項の委任」ですが、本委員会では実施を決定した事項の具体的な方法等につきましては、必要に応じて各種委員会へその検討を委任することができるものとするものです。

次に、「8 予算対応」でございますが、こちらについては調査検討事項の内容により、新たに予算を要求する必要がある場合には、令和9年度予算要求以降に行うものとするものです。

最後に、「9 調査検討事項の取りまとめ」ですが、最終答申を含む取りまとめ結果を報告していただきたいと思います。ただし、速やかに実施すべきものなどにつきましては、

必要に応じて中間答申を行っていただきたいと思います。

以上、「諮問事項」及び「委員会の活動の考え方」について御説明をいたしました。委員の皆様には、幅広い視点から積極的に議論・調査・検討を行っていただき、本市議会の議会改革について検討していただきたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【大川 裕君】 　　ただいま、議長から説明がありましたが、御質問や御意見はございますか。

○委員【武松 忠君】 　　御説明の中での2ページ目の「8 予算対応」のところで、令和9年度以降に予算要求というように記載されているのですが、この根拠と申しますか、どのようにして、そのような令和9年度以降ということになったのか御説明いただきたいと思います。

○議長【井上昌彦君】 　　令和9年度以降に予算要求というのは、実質的に考えまして、令和7年度で検討したものを令和8年度予算に間に合わせるには、やはり9月から12月に詳細まで決定しないといけないので、私としては令和9年以降の予算要求といたしました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 　　御発言も尽きたと思いますので、質疑等を終わります。

以上で、協議事項（3）今後の進め方についてを終わります。

---

○委員長【大川 裕君】 　　次に、協議事項（4）検討項目についてを議題といたします。

はじめに、資料1別紙に基づき、議長の提案案件、次に、各会派の提案案件、最後に議会局の提案案件について、その提案内容の説明をお願いしたいと思います。

なお、全ての提案説明を行った後、一括で質疑を行いますので、御承知おきください。

それでは、提案説明をお願いいたします。

初めに、議長提案、こちらは議会局から説明をお願いいたします。

○副局長【高橋洋子君】 　　それでは、私から、議長の検討項目について述べさせていただきます。

資料1別紙を御覧ください。



いけることを、また考えていったらどうかと思ひまして提案させていただきました。

○委員【武松 忠君】 案件は、案件6の「修正案（議案）に対する質疑について」であります。提案理由としては、回数制限を3回なら3回とすべきということと、完全な通告制にすべきということであります。その概要としては、現行のエンドレス状態、かつ、通告が努力義務のような形では、議員間の足の引っ張り合いになりかねないというような懸念がございます。明確な質疑内容を示していただければ、明確な答弁が返ってくると思われれます。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 私ども会派は、案件7の「常任委員会における効率的な質疑について」ということで、どうしても質疑が冗長になりすぎていて、要点をついて質問していただければいいのですけれども、前段が長いとか、そういったことで、どうしても委員会が長くなってしまっているという現状は、やはり議員同士が把握をして動かなければいけないと思っておりますので、その点について委員会のほうで少し揉んでいただければという形で出させていただきます。

また案件8の「予算特別委員会における資料請求について」は職員はやはり予算特別委員会で資料請求をされると、それをしっかり、やはり時間外で作り上げて委員の皆さんに渡すわけですから、それをしっかり把握した中で、何でももらえるというわけではないと思っているわけで、それについてはやはり予算特別委員会できっちり、総括質疑で使うなり何なりということをしなればいけないのであろうと思うのだけれども、そうではなくて、興味本位で取っているようなところもあったりもして、少し目に余るところがあったので、その点についても、やはり委員会の中で揉んでいただければと思ひまして提案をさせていただきます。

○副委員長【鈴木敦子君】 志民の会・ミモザリっけんは5点出しました。

まず、案件9の「議会基本条例の検証と運用の改善」は、施行後12年が経過した議会基本条例について第13条に規定されている定期的な見直しが行われておらず、理念と現状との乖離が懸念される。条例の実効性を確保するためには、客観的な検証と必要な改善を行うべきである。早急に改善すべき項目は、議会報告会に関して、議長が必要と認めた場合となっているために、議会報告会が近年開催されておらず、市民への説明責任が十分に果たされていないという弊害に繋がっている。市民の議会活動への理解と参加意識を高めるために、定期的な開催を行えるよう、条文の改正を検討したいと思います。その他明確に

規定されていない「議員間討議」「政策立案能力の強化」「議会局の機能強化」などのテーマについても検討の必要があると思われます。

次、案件10の「会派の構成要件の見直し」、これは議長から出ておりますけれども、現行制度では3人以上でなければ会派を結成できず、少数会派や無会派議員の活動機会が制限されています。議会内の多様な意見を反映するために柔軟な制度に見直していただきたいということです。

次、案件11の「『休日・夜間議会』開催の検討」、平日日中開催が基本となっておりますけれども、現役世代などの傍聴や参加が困難な状況であります。多様な市民が議会に関わる機会を創出するため、開催の在り方を見直していただきたいということです。

次、案件12の「行政視察の在り方を見直し」、行政視察の成果が政策提言に十分に結びついていない場合もある。視察の透明性と実効性を高めて議会活動の資質向上につなげていきたいということです。

次、案件13の「議会役員を選出方法の見直し」、市民にとって議長の選出過程が極めて、これは会派の意見でもありますけれども、不透明であります。関心の高い議会が進む方向性も見えない。本年の5月臨時会においては、候補者がマニフェストの資料配布をすることすら、それは決まらなかったからですけれども、認められなかったので、市民に対して選出過程をもっとオープンにするべきではないか。特定の会派、特定の政党の議員ばかりが、それは外側から見てもということですけれども、役職に就いていて、多くの議員の声が議会運営に反映できているとは、なかなか難しい時点であります。議長、副議長、委員長などの役職は、全ての市民のためにも、全議員が経験し、担わなければならない仕事ばかりであります。議会全体で議員を育てるという概念が欠けているのではないかという会派の意見でございます。

以上でございます。

○委員【大川晋作君】 案件14からになります。

案件14の「政務活動費の見直し（タブレット導入による政務活動の見直し）」ということで、政務活動費の見直しについては、このペーパーレス化という形の中で、政務活動費のコピー機等の請求見直しができるのではないかと考えられるということで提案しました。

それと、案件15「委員外議員の発言について」なのですけれども、これも、少し同じような意見もあったかと思うのですが、委員外議員、この説明というか、ルールづくりをしていかななくてはいけないのではないかなということを、これから提案してまいります。





聞かれることから、会議録が完成するまでの間、校正が途中であることを明示した上で、議員と職員に対してのみ、暫定版の会議録を提示することについて検討いただきたいものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 提案理由の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長【大川 裕君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

以上で、提案案件の説明、それに対する質疑が終わりました。

なお、次回から具体的な検討に入っていきたいと思いますが、ここで、議会局に説明を求めます。

○書記【神田明香君】 それでは、私から御説明いたします。

資料3「検討項目について(案)」を御覧ください。

表の左側、「区分」につきましては、議会基本条例における「議会の活動原則」に則り、本市議会における「(1)公正で市民に開かれた議会」、「(2)市民参加の機会の拡充」、「(3)行政監視機能の強化」、及び「(4)市民に分かりやすい議会」とさせていただきます。なお、「政策の立案及び提言の強化」につきましては、今回記載しておりません。

表の「区分」の右側には、「項目」「検討項目」「No.」「案件名」と記載しており、「案件名」に、今回の提案案件24項目を記載しております。

そのうち、案件が類似していると思われるものについては、今後同じ検討項目の中で扱うということで、表の中央の列「検討項目」に、ある程度まとめさせていただき、提案案件24項目を、今後16項目で進めるものとしたものでございます。

具体的には、まず、表中一番上の段になりますが、No.18、無会派の岩田議員からの「視察費・政務活動費・歳費などの廃止・削減を優先させた定数議論」につきましては、議員定数という観点から、No.1、議長提案の「議員定数について」と同じ検討項目といたしました。

また、表中、次の段になりますが、No.10、志民の会・ミモザリっけんからの「会派の構成要件の見直し」、及びNo.19、無会派の岩田議員からの「会派制の廃止まで含んだ会派要件緩和」につきましては、会派制という観点から、No.2、議長提案の「会派制のあり方

について」と同じ検討項目といたしました。

次に、表中、下から6段目になりますが、No.8、誠新からの「予算特別委員会における資料請求について」は、予算特別委員会という観点から、No.20、議会局提案の「予算特別委員会における効率的な運営」と同じ検討項目といたしました。

次に、表中、下から4段目になりますが、No.4、公明党からの「災害発生時議員行動マニュアルの作成」につきましては、災害対応という観点から、No.3、議長提案の「小田原市議会災害対策対応規程の見直し」と同じ検討項目といたしました。

そのほか、表中、上から3段目になりますが、維新の会・次世代おだわらからの、No.16「無党派議員の予算、決算特別委員会への参加について」、No.15「委員外議員の発言について」は、無党派議員に対する対応という観点から、同じ検討項目とし、最後に、表中、中段になりますが、No.17、維新の会・次世代おだわらからの「議員に対する議員の質疑について」、No.6、誠和からの「修正案（議案）に対する質疑について」、そしてNo.7、誠新からの「常任委員会における効率的な質疑について」を、質疑という観点から、同じ検討項目といたしました。

以上の結果、検討項目を16項目としたものでございます。

そして、次回以降の委員会から、各市の状況などの資料を提示しながら順次検討項目の詳細協議に入っていただきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 ただいま、議会局から説明がありました。

御質問や御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御発言もございませんので、質疑等を終わります。

それでは、検討項目については、議会局の説明のとおりとすることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、協議事項の（4）検討項目についてを終わります。

---

○委員長【大川 裕君】 次に、（5）次回の開催日程についてを議題とい

たします。

ここで、日程調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

---

午後 2時43分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次回の開催については、9月10日（水）の午前10時からといたします。

---

○委員長【大川 裕君】 以上で、本日の議題については、すべて終了いたしましたので、議会改革推進委員会を散会いたします。

午後 2時44分 散会

---

臨時委員長 鈴木 敦子

議会改革推進委員長 大川 裕

議会改革検討委員会提出事項（令和7年7月14日）

1 協議事項

- (1) 委員長の互選について
- 

1 協議事項

- (1) 副委員長の互選について  
(2) 座席の指定について  
(3) 今後の進め方について  
(4) 検討項目について  
(5) 次回の開催日程について